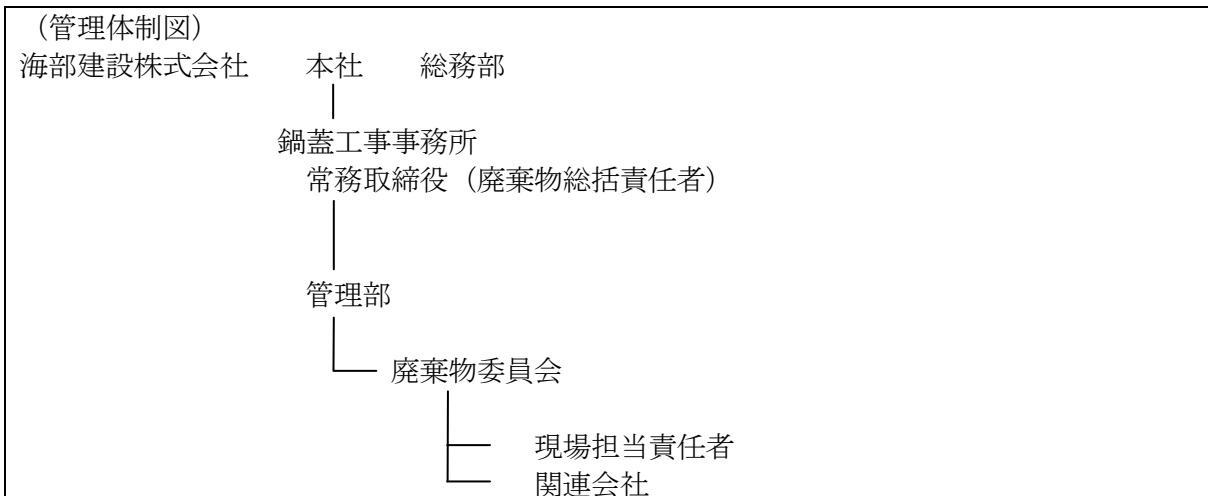


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">平成24年6月14日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 愛知県海部郡蟹江町城四丁目351番地 氏 名 海 部 建 設 株 式 会 社 代表取締役 木全 哲久 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0567-95-2022</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	海部建設株式会社 鍋蓋工事事務所
事業場の所在地	愛知県海部郡蟹江町大字鍋蓋新田字中ノ割68-1
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06:総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高:240,000万円
③従業員数	64名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排水機場建設工事 取壊工事:がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再生資源化 基礎工事:汚泥→中間処理業者に委託して、脱水後、再生資源化 取替工事:石綿含有がれき類→最終処分業者に委託して、安定型処分場に埋立 後片付け:木くず→再生処理業者に委託して、チップとして再生資源化 :紙くず→中間処理業者に委託して、圧縮後、再生資源化 :廃プラスチック類→中間処理業者に委託して、選別し、再生資源化又は埋立 :混合物:中間処理業者に委託して、選別し、再生資源化又は埋立

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p>  <pre>graph TD; A[海部建設株式会社] --- B[本社]; A --- C[総務部]; B --- D[鍋蓋工事事務所]; D --- E[常務取締役 (廃棄物総括責任者)]; E --- F[管理部]; F --- G[廃棄物委員会]; G --- H[現場担当責任者]; G --- I[関連会社];</pre>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	別紙のとおり
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	別紙のとおり
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成23年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	排出量	18,800.0 t	0.9 t	973.0 t	7.2 t	272.3 t	41.1 t	556.3 t		
	(これまでに実施した取組) ・発注者と協議を行い、工法の検討、汚泥埋め戻し利用(改良後)を促進するとことにより、再資源として利用に努める。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	排出量	17,860.0 t	0.9 t	924.0 t	7.0 t	259.0 t	39.0 t	528.0 t		
	(今後実施する予定の取組) ・建設業であるため、受注内容によって産業廃棄物排出量が大きく左右される。そのため、大幅な産業廃棄物の排出抑制は見込めないと考えられるが、今後とも、発注者と十分な協議を行い、産業廃棄物の抑制に努める。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類：がれき類、木くず、廃プラスチック類、紙くず、汚泥、金属くず、混合物 ・分別に関する取組：ISO1400マニュアルに基づいた記録を年度ごとにまとめている。また、職員に対して定期的に勉強会を開催し、廃棄物の分別・適正処理の教育を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後分別する予定の産業廃棄物の種類：がれき類、木くず、廃プラスチック類、紙くず、汚泥、金属くず、混合物 ・職員に対して定期的に勉強会を開催し、廃棄物の分別・適正処理の教育を実施している。 ・協力会社の作業員に対して、新規入場時教育・訓練等で現場で発生する産業廃棄物のさらなる分別に指導を行っていく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
①現状	【前年度（平成23年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定は無い。									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
①現状	【前年度（平成23年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。										
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
(今後実施する予定の取組) ・実施する予定は無い。										

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
①現状	【前年度（平成23年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定は無い。									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
①現状	【前年度（平成23年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	全処理委託量	18,800.0 t	0.9 t	973.0 t	7.2 t	272.3 t	41.1 t	556.3 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	再生利用業者への処理委託量	18,800.0 t	0.9 t	973.0 t	7.2 t	272.3 t	41.0 t	556.3 t		
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
(これまでに実施した取組) ・現場開始前に現場担当責任者が、下請業者に対し産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物分別の徹底について、社有手順書に基づき教育を行っている。 ・産業廃棄物に関する外部講習会、説明会に適宜参加させ、情報の最新化を行っている。 ・コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は再資源化施設を有する処理業者に委託している。										

②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	混合物	紙くず	廃プラスチック類	木くず	汚泥		
	全処理委託量	17,860.0 t	0.9 t	924.0 t	7.0 t	259.0 t	39.0 t	528.0 t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	再生利用業者への 処理委託量	17,860.0 t	0.9 t	924.0 t	7.0 t	259.0 t	39.0 t	528.0 t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場開始前に現場担当責任者が、下請業者に対し産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物分別の徹底を図る。 ・産業廃棄物に関する外部講習会、説明会に適宜参加させ、今後も情報の最新化を推進する。 ・コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、今後も再資源化施設を有する処理業者に委託する。 ・型枠、木杭、ヌキ等については、現場でできるだけ再利用を促進し、使用不可になったものについて、再生資源化施設を有する処理業者に委託する。 ・現場終了後に使用可能な型枠、木杭、ヌキ等については、土場にて分別し保管する。 										
※事務処理欄										